

工場・事業場等の騒音・振動規制に係る届出について

さいたま市内において、騒音や振動を発生させる施設を設置する場合や、指定騒音作業を行う場合は、さいたま市長に所定の届出を行わなければなりません。また、すでに届出をした特定施設の数等の変更をしようとするときも、さいたま市長に変更に係る所定の届出を行わなければなりません。

なお、提出部数は2部（正本1部、副本1部）、提出方法は原則持参としております。

特定施設に関わる届出【騒音規制法】

届出の種類	届出の名称	届出の期限	添付書類
特定施設設置	工場または事業場に特定施設を設置するとき	設置工事に着手する30日前まで	<ul style="list-style-type: none"> ・設置・使用・数変更等届出書 ・騒音防止の方法（別紙1） ・附近の見取図 ・敷地内の建物配置図 ・機械施設の配置図 ・設置する施設の概要（カタログ等） ・敷地境界における騒音予測計算書
特定施設使用	既存の施設が新たに特定施設に指定されたとき	特定施設となった日から30日以内	
特定施設の種類の数変更	特定施設の種類の数が、届出済の数の2倍を超えて増加するとき	設置工事に着手する日の30日前まで	
騒音の防止の方法変更	騒音の防止の方法を変更することにより、当該特定工場等から発生する騒音が増加するとき	工事に着手する日の30日前まで	
氏名等変更	代表者の氏名、住所、工場等の名称、所在地等に変更があったとき	変更があった日から30日以内	
特定施設使用全廃止	特定工場等に設置する特定施設の全ての使用を廃止したとき	使用を廃止した日から30日以内	
承継	特定施設の全てを譲り受けまたは借り受けたとき、相続または合併があったとき	承継があった日から30日以内	

特定施設に関わる届出【振動規制法】

届出の種類	届出の名称	届出の期限	添付書類
特定施設設置	工場または事業場に特定施設を設置するとき	設置工事に着手する30日前まで	<ul style="list-style-type: none"> ・設置・使用・数変更等届出書 ・振動防止の方法（別紙1） ・附近の見取図 ・敷地内の建物配置図 ・機械施設の配置図 ・設置する施設の概要（カタログ等） ・敷地境界における振動予測計算書
特定施設使用	既存の施設が新たに特定施設に指定されたとき	特定施設となった日から30日以内	
特定施設の能力及び能力ごとの数・特定施設の使用の方法変更	特定施設の能力及び能力ごとの数が、増加するとき、特定施設の使用時間の繰り上げまたは繰り下げを行うとき	設置工事に着手する日の30日前まで 使用方法を変更する日の30日前まで	
振動の防止の方法変更	振動の防止の方法を変更することにより、当該特定工場等から発生する振動が増加するとき	工事に着手する日の30日前まで	
氏名等変更	代表者の氏名、住所、工場等の名称、所在地等に変更があったとき	変更があった日から30日以内	
特定施設使用全廃止	特定工場等に設置する特定施設の全ての使用を廃止したとき	使用を廃止した日から30日以内	
承継	特定施設の全てを譲り受けまたは借り受けたとき、相続または合併があったとき	承継があった日から30日以内	

指定騒音施設及び指定騒音作業に関わる届出【さいたま市生活環境の保全に関する条例】

届出の種類	届出の名称	届出の期限	添付書類
指定騒音施設設置	「特定施設に関わる届出(騒音)」に準ずる	「特定施設に関わる届出(騒音)」に準ずる	<ul style="list-style-type: none"> ・設置・使用・数変更等届出書 ・附近の見取図 ・敷地内の建物配置図 ・機械施設の配置図 ・設置する施設の概要(カタログ等) ・敷地境界における騒音予測計算書
指定騒音施設使用	〃	〃	
指定騒音作業開始	指定騒音作業を行おうとするとき	開始の日の30日前まで	
指定騒音作業実施	既に実施している作業が新たに指定騒音作業に指定されたとき	指定騒音作業に指定された日から30日以内	
指定騒音施設の種類及び能力ごとの数・指定騒音作業の種類変更	指定騒音施設の種類ごとの数が、届出済の数の2倍を超えて増加するとき、指定騒音作業の種類を変更するとき	変更があった日から30日以内	
騒音の防止の方法変更	「特定施設に関わる届出(騒音)」に準ずる	「特定施設に関わる届出(騒音)」に準ずる	
氏名(名称、住所、所在地)変更	〃	〃	
指定騒音施設使用・指定騒音作業全廃止	〃	〃	
承継	〃	〃	

指定振動施設に関わる届出【さいたま市生活環境の保全に関する条例】

「特定施設に関わる届出(振動)」に準ずる

●お問合せ・提出先について

さいたま市 環境局 環境共生部 環境対策課 環境審査係

住 所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 (さいたま市役所7階)

電 話：048-829-1332

FAX：048-829-1991